

平27福情答申第4号

平成27年6月8日

福岡市教育委員会 様  
(指導部学校指導課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年6月2日付け教指指第175-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「別紙の「料金後納郵便物差出表」記載の郵便物について、この郵便物を「公金」を使用して送付できる根拠となる文書」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「別紙の「料金後納郵便物差出表」記載の郵便物について、この郵便物を「公金」を使用して送付できる根拠となる文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成26年3月27日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成26年3月17日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年3月27日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成26年5月8日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成27年4月1日付け意見陳述希望回答書にて、おおむね次のように主張している。

- (1) 別紙の「料金後納郵便物差出表」記載の郵便物について、この郵便物を「

公金」を使用して送付できる根拠となる文書の公開を求める。

- (2) 「料金後納郵便物差出表」を作成したのは学校指導課である旨の説明を受けた。本件が、教育支援課ではなく学校指導課が担当課である理由の説明を求める。
- (3) 平成26年4月4日、情報公開室にて本件非公開決定通知書の受取時、当該担当主事が本件に係る何らかの公文書を提示する旨の意思を表明している。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年3月11日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件非公開決定処分は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

本件請求の対象となっている文書は、実施機関である学校指導課の職員が中学校の生徒宛に送付した手紙について、公金を使用して送付できる根拠となる文書である。

当該手紙は、学校指導課の職員が中学校の生徒から手紙を受領し、その返信として職務上作成したものであり、学校指導課で内容については確認した上で送付している。

なお、学校指導課が文書等を送付する際の処理については、教育支援課が担当している。

### (3) 本件決定を行うに至った理由

学校指導課では、保護者からの多くの相談や問い合わせに対応している。電話や手紙、直接の面談等手段が異なっても、それらの対応は職務として遂行しているものであり、本件の手紙についても、前述(2)で述べたとおり、職務上作成し、送付したものである。

それら個別について、根拠となる文書は存在しないため、本件決定を行ったものである。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

- (1) 審査請求人の主張並びに実施機関の主張及び意見陳述から判断するに、審査請求人が公開を求める文書は、実施機関の職員が特定の生徒に送付した手紙について、公金を使用して送付できる根拠となる文書であると解される。
- (2) そうすると、当審査会としては、本件請求のように郵便物を特定した上での請求については、公開又は非公開を答えることによって実施機関の職員が特定生徒宛の文書を送付したか否かが明らかになること、すわなち、条例第7条第1号の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる非公開情報及び同条第5号柱書の当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす非公開情報を公開することになることに鑑みると、実施機関が条例上、条例第10条第1項に基づく非公開決定（存否応答拒否）を行う選択肢もあったものと思料する。
- (3) しかしながら、実施機関は、本件請求については、添付された特定文書に関する事案としてではなく、一般論として、保護者又は生徒と職員の個別のやり取りがあった際に、公金を使用して何らかの文書を送付できる根拠となる文書についての請求の事案として取り扱い、その上で当該文書が存在するか否かを検討し、当該文書が存在しないとして、本件決定を行ったとの事情がうかがえた。
- (4) よって、以下では、実施機関の職員が外部宛の文書を、公金を使って送付できる根拠が記載された文書の存否について検討することとする。

##### 2 本件対象文書の存否について

- (1) 当審査会において、実施機関に確認したところ、実施機関の職員が外部宛の文書を公金を使って送付できる根拠が記載された文書は存在しないとのことであった。なお、前記第3、1、(3)の審査請求人の主張については、そのようなことは述べておらず、逆に本件決定について理解を求める説明を行ったと

のことであった。

- (2) また、当審査会において、福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則（平成14年教育委員会規則第13号）及び福岡市教育委員会公文書規程（平成18年福岡市教育委員会教育長訓令第4号）を確認したところ、本件対象文書に該当する箇所は認められなかった。
- (3) ところで、一般的に、実施機関の職員が公務を遂行する上で、文書を作成し、当該文書を郵便物として送付する必要があることは当然あり得ることで、その際には文書を公金を用いて送付することは当然のことと考えられる。
- (4) 以上のような事情からすると、本件対象文書は存在しないという実施機関の説明に不自然な点は認められず、職員が公務を遂行する上で外部宛の文書を公金を使って送付できる根拠が記載された文書は存在しないものと言わざるを得ず、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当と判断するものである。

### 3 その他の審査請求人の主張について

学校指導課が送付する文書に係る「料金後納郵便物差出表」を教育支援課が所管していることについて、実施機関に確認したところ、福岡市教育委員会事務局の組織及び事務分掌等について必要な事項を定めた「福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第3号）」第3条において、「教育支援課」の事務分掌として「学校教育の計画、指導等の統括に関すること」が規定されており、当該規定に基づいて、学校指導課に係る文書の收受発送も教育支援課が行っている旨の説明がなされた。

そうすると、料金後納郵便物差出表を記載したのが学校指導課の職員であったということについては、教育支援課と学校指導課の間の事務分担の話であって、当審査会の公開・非公開の判断を左右しない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年5月12日	実施機関からの諮問
平成26年6月6日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年7月7日	審査請求人が反論意見書を提出
平成27年2月4日（第1部会）	審議
平成27年3月11日（第1部会）	実施機関から意見聴取
平成27年4月15日（第1部会）	審議
平成27年5月13日（第1部会）	審議

#### 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子